

予算特別委員会資料

平成31年度予算説明書

交 通 局

目 次

○ 平成 31 年度予算編成方針	1
I. 平成 31 年度予算の概要	
< 自動車事業会計 >	3
< 高速鉄道事業会計 >	13
1 業務の予定量	4
1 業務の予定量	14
(1) 運転計画表	4
(1) 運転計画表	14
(2) 建設改良事業の概要	4
(2) 建設改良事業の概要	14
2 収入支出一覧	5
2 収入支出一覧	15
(1) 収益的収入及び支出	5
(1) 収益的収入及び支出	15
(2) 資本的収入及び支出	5
(2) 資本的収入及び支出	15
3 予算実施計画	6
3 予算実施計画	16
(1) 収益的収入及び支出	6
(1) 収益的収入及び支出	16
(2) 資本的収入及び支出	8
(2) 資本的収入及び支出	18
4 債務負担行為	10
4 債務負担行為	20
5 企業債	10
5 企業債	20
6 一時借入金	10
6 一時借入金	20
7 他会計からの補助金	10
7 他会計からの出資金	20
8 たな卸資産の購入限度額	10
8 他会計からの補助金	20
(参考)	9
9 たな卸資産の購入限度額	20
平成 31 年度予定キャッシュ・フロー計算書	11
(参考)	
平成 31 年度予定貸借対照表	12
平成 31 年度予定キャッシュ・フロー計算書	21
平成 31 年度予定貸借対照表	22
II. 平成 31 年度主要事業	23
III. 関連議案	25
IV. 報告事項	47

平成 31 年度予算編成方針

交通局では、少子高齢化の進展、人口減少傾向の継続、施設の老朽化、大規模災害への対応など、公共交通を取り巻く環境が急激に変化する中でも、みなさまに必要とされる公共交通であり続けるために、「市民の足」としての役割を積極的に果たし、神戸のひとの暮らしとまちの発展を支えていく。

そのため、平成 28 年3月に策定した「神戸市営交通事業 経営計画2020(計画期間:平成 28～32 年度)」に基づき、施策の実現に全力で取り組み、また徹底した経営改善を推し進め、安全で信頼できるサービスの提供とこれを支えるしっかりとした経営基盤の確立に取り組む。

財政状況について、自動車事業会計においては、乗客数の減少傾向等を考慮し、約3億6千万円の赤字を見込んでいる。このままでは近い将来、経営健全化団体に陥ってしまう状況であることから、さらなる経営改善を図っていくとともに、平成 30 年度に引き続き、人件費カットにより生み出された財源で、高速鉄道事業会計から自動車事業会計に資金手当てを行うほか、交通事業基金の取崩しを行う。

高速鉄道事業会計においては、約2億6千万円の純利益となる黒字予算となり、約 20 億円の資金余剰を見込むものの、依然として多額の債務・累積欠損金を抱えており、今後本格化する大規模更新に備え、引き続き経営改善に取り組んでいく。

平成 31 年度は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成 31 年 10 月に予定されている消費税率改定にあわせて、地下鉄通学定期券割引率の拡大を実施するほか、市バス共用区における同伴幼児無料人数の拡大を行う。

また、地下鉄駅舎の美装化として、名谷駅のリニューアルに向けた詳細検討や、西神中央駅の柱の塗りなおし、三宮駅の床、壁、天井のクリーニング等を行うほか、海岸線和田岬駅のホーム上の安全対策強化として、ホームの拡張工事等を実施する。

さらに、バス待ち環境の改善を図るため市バス「乗継ステーション」を試験的に設置するほか、市バス料金収受システムの更新及び均一料金区間の乗車方法について2タッチ方式への変更をすすめ、さらなるサービスの充実を検討する。

加えて、ホームドアについて、西神中央駅、名谷駅、新長田駅への設置工事に着手するとともに、平成 35 年度における全駅設置に向けて設計業務をすすめるほか、エレベーターやエスカレーターの新設等に取り組み、バリアフリー化の推進や安全性・利便性向上のための投資を行う。

I . 平成31年度予算の概要

<自動車事業会計>

1 業務の予定量

(1) 運転計画表

区 分	年 間	1 日 平 均	備 考
乗 車 人 員	67,301,935 人	183,885 人	敬老・福祉乗車人員等を含む
乗 車 料 収 入	10,473,371,000 円	28,615,768 円	敬老・福祉乗車負担金等を含む
運 転 走 行 キ ロ	17,285,192 km	47,227 km	
走行1キロ当り乗車人員	3.89人		
走行1キロ当り乗車料収入	605円92銭		
1 人 平 均 乗 車 料 収 入	155円62銭		
在 籍 車 両 数	514両		
1 日 平 均 運 転 車 両 数	441両		
乗 務 員 数	運転士259人		

(2) 建設改良事業の概要

事 業 名	概 要	事 業 費
バス車両購入	路線バス購入	355,498 ^{千円}
建物建設工事	営業所建替工事, バス停留所設置工事等	499,078
機械装置設置	消費税改定に伴うシステム改修等	57,599
車両改良工事	CNGタンク更新等	8,386
合 計		920,561

2 収入支出一覧

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 自動車 事業収益		11,450,203	1 自動車 事業費		11,764,944
	1 営業収益	10,795,722		1 営業費用	11,422,891
	2 営業外収益	654,481		2 営業外費用	292,053
			3 予備費	50,000	

(注) 当年度純損益(税抜)は △362,991千円、累積損益は △13,245千円となる。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 資本的収入		1,532,323	1 資本的支出		1,211,821
	1 企業債	920,000		1 建設改良費	920,561
	2 補助金	230		2 企業債償還金	270,710
	3 他会計繰入金	545,390		3 投 資	550
	4 財産収入	66,453		4 予備費	20,000
5 雑収入	250				

3 予算実施計画

(1) 収益的収入及び支出

①収 入

款	項	目	予 定 額	説 明		
1 自動車事業収益	1 営業収益		千円			
			11,450,203			
			10,795,722	※参考		
		1 運輸収入	8,640,483	乗車料金 敬老・福祉乗車負担金等		
		2 他会計負担金	1,832,888			
		3 運輸雑収入	322,351		広告料等	
			2 営業外収益		654,481	
			1 受取利息及配当金	3	預金利息	
			2 県補助金	6,672	運輸事業振興助成補助金	
			3 他会計補助金	588,257	自動車事業運営のための一般会計補助金	
			4 長期前受金戻入	14,284	減価償却等に対応する長期前受金の収益化	
			5 他会計繰入金	22,000	交通事業基金運用益の繰入金	
	6 雑収入	23,265	負担金収入等			

※参考

年 間

1 日平均

乗 車 人 員

67,302千人

183,885人

乗 車 料 収 入

10,473,371千円

28,616千円

1 人平均乗車料収入

155円62銭

②支 出

款	項	目	予 定 額	説 明
1 自動車事業費	1 営業費用		千円	
			11,764,944	
			11,422,891	
		1 建物保存費	88,955	建物の維持補修に必要な費用
		2 車両保存費	1,035,106	車両の維持補修に必要な費用
		3 運 転 費	9,068,376	運転に必要な費用
		4 運輸管理費	759,140	運輸管理に必要な費用
		5 一般管理費	333,871	一般管理に必要な費用
		6 減価償却費	137,443	固定資産減価償却費
			292,053	
		2 営業外費用		
		1 支払利息及 企業債諸費	63,858	企業債等の支払利息及び諸手数料
		2 消 費 税	228,119	消費税及び地方消費税納付額
		3 雑 支 出	76	
	3 予 備 費			
		50,000		
	1 予 備 費			
		50,000		

給与費内訳

職員401人（短時間勤務職員24人を含む）の給料 1,508,997千円、手当等 1,763,276千円、法定福利費 653,181千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

①収 入

款	項	目	予 定 額	説 明
1 資本的収入			千円	
			1,532,323	
	1 企 業 債		920,000	
		1 企 業 債	920,000	建設改良費に充当する企業債
	2 補 助 金		230	
		1 国 庫 補 助 金	230	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
	3 他 会 計 繰 入 金		545,390	
		1 他 会 計 繰 入 金	545,390	交通事業基金取崩しによる繰入金等
	4 財 産 収 入		66,453	
		1 財 産 収 入	66,453	資産売却代等
5 雑 収 入		250		
	1 雑 収 入	250		

②支 出

款	項	目	予 定 額	説 明
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費		千円	
			1,211,821	
			920,561	
		1 建 設 費	871,390	車両購入費、営業所建替工事費等
		2 改 良 費	49,171	消費税改定に伴うシステム改修等
		2 企 業 債 償 還 金	270,710	
		1 企 業 債 償 還 金	217,710	企業債元金償還金
		2 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	53,000	資本費平準化債元金償還金
		3 投 資	550	
		1 投 資	550	自動車リサイクル料金の預託
4 予 備 費	20,000			
1 予 備 費	20,000			

4 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自動車事業修繕等 (平成31年度)	平成31～32年度	30,000千円
自動車事業建設 (平成31年度)	平成31～32年度	1,250,000千円

5 企業債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車事業	千円 920,000	公債証券の発行 又は消費貸借の 方法により、借 り入れる（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。）。	9%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	借入日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に毎 年度元利均等その他の方 法により償還する。ただ し、財政上の都合等によ り定額以上を償還し、又 は借り換えることができ る。政府資金を借り入れ る場合は、その融資条件 による。
合 計	920,000			

6 一時借入金

借入限度額 2,700,000 千円

7 他会計からの補助金

588,257 千円

8 たな卸資産の購入限度額

15,000 千円

(参考)

平成31年度神戸市自動車事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△ 362,991
	減価償却費	137,443
	退職給付引当金の増減額	△ 147,283
	賞与・法定福利費引当金の増減額	3,859
	長期前受金戻入	△ 14,284
	受取利息及び受取配当金	△ 3
	支払利息	58,023
	固定資産除却損	51,531
	未収金の増減額	△ 41,267
	未払金の増減額	326,903
	前受金の増減額	7,741
	預り金の増減額	1,454
	消費税資本的収支調整額	77,503
	小計	98,629
	利息及び配当金の受取額	3
	利息の支払額	△ 58,023
	業務活動によるキャッシュ・フロー	40,609
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 940,561
	固定資産の取得にかかる補助金収入	230
	財産収入による収入	66,000
	雑収入による収入	250
	投資の増減額	△ 97
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 874,178
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てる企業債収入	920,000
	建設改良費等の財源に充てた企業債償還	△ 270,710
	一時借入による収入	2,700,000
	一時借入金の返済による支出	△ 2,700,000
	他会計繰入金による収入	545,390
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,194,680
	資金増加額	361,111
	資金期首残高	180,443
	資金期末残高	541,554

平成31年度神戸市自動車事業会計予定貸借対照表

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
固 定 資 産	16,295,294	固 定 負 債	6,332,532
運送施設有形固定資産	35,330,246	企 業 債	3,004,247
減価償却累計額	△ 19,124,981	引当金(退職給付引当金)	3,171,746
計	16,205,265	その他固定負債	156,539
関連施設有形固定資産	167,157	流 動 負 債	3,879,308
減価償却累計額	△ 119,535	一 時 借 入 金	1,000,000
計	47,622	企 業 債	281,407
運送施設無形固定資産	12,756	未 払 金	1,413,283
関連施設無形固定資産	2,776	前 受 金	840,697
投 資	26,875	預 り 金	20,292
流 動 資 産	1,955,519	引当金(賞与等引当金)	255,649
現 金 預 金	541,554	その他流動負債	67,980
未 収 金	1,408,949	繰 延 収 益	210,756
貯 蔵 品	5,016	長 期 前 受 金	2,578,572
		収 益 化 累 計 額	△ 2,367,816
		資 本 金	4,750,909
		剰 余 金	3,077,308
		資 本 剰 余 金	3,090,553
		欠 損 金	△ 13,245
		未 処 理 欠 損 金	△ 13,245
合 計	18,250,813	合 計	18,250,813

I . 平成31年度予算の概要

〈高速鉄道事業会計〉

1 業務の予定量

(1) 運転計画表

区 分	年 間	1 日 平 均	備 考
乗 車 人 員	115,475,928 人	315,508 人	敬老・福祉乗車人員等を含む
乗 車 料 収 入	20,525,724,000 円	56,081,213 円	敬老・福祉乗車負担金等を含む
運 転 走 行 キ ロ	19,437,586 km	53,108 km	
走行1キロ当り乗車人員	5.94人		
走行1キロ当り乗車料収入	1,055円98銭		
1 人 平 均 乗 車 料 収 入	177円75銭		
在 籍 車 両 数	214両		
1 日 平 均 運 転 車 両 数	165両		
列 車 編 成	(西神・山手線) 6両編成	(海岸線) 4両編成	
乗 務 員 数	運転士118人 車掌55人		

(2) 建設改良事業の概要

事 業 名	概 要	事 業 費
高 速 鉄 道 建 設	西神・山手線 新造車両購入, 西神・山手線 LCU改修工事, 西神・山手線 ホームドア関連工事, 変電施設更新工事, 西神・山手線 連動装置更新工事, 駅舎等改修工事, 総係費等	千円 13,027,071
付 帯 事 業 建 設	駅ビル設備改修工事等	282,141
合 計		13,309,212

2 収入支出一覧

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	高速鉄道 事業収益	26,541,224	1	高速鉄道 事業費	25,600,801
	1 営業収益	22,996,391		1 営業費用	22,020,634
	2 営業外収益	3,544,833		2 営業外費用	3,530,167
				3 予備費	50,000

(注) 当年度純損益(税抜)は 262,253千円、累積損益は △75,586,049千円となる。

(2) 資本的収入及び支出

(単位：千円)

収 入			支 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1	資本的収入	18,900,147	1	資本的支出	25,246,971
	1 企業債	12,452,000		1 建設改良費	13,309,212
	2 出資金	2,604,000		2 企業債償還金	10,896,484
	3 補助金	2,965,171		3 投資	415,885
	4 財産収入	341,559		4 保証金返還金	60,000
	5 基金繰入金	460,000		5 他会計繰出金	545,390
	6 雑収入	77,417		6 予備費	20,000

3 予算実施計画

(1) 収益的收入及び支出

①収 入

款	項	目	予 定 額	説 明
1 高速鉄道事業収益	1 営業収益		千円	
			26,541,224	
			22,996,391	※参考
		1 運輸収入	19,017,780	乗車料金
		2 他会計負担金	1,507,944	敬老・福祉乗車負担金等
		3 運輸雑収入	1,494,743	広告料等
		4 付帯事業収入	975,924	土地物件貸付料
		2 営業外収益	3,544,833	
		1 受取利息及配当金	47	預金利息
		2 他会計補助金	1,329,354	高速鉄道事業運営のための一般会計補助金
		3 長期前受金戻入	2,175,229	減価償却等に対応する長期前受金の収益化
4 基金繰入金	22,000			
5 雑収入	18,203			

※参考

年 間

1 日平均

乗 車 人 員 115,476千人 315,508人

乗 車 料 収 入 20,525,724千円 56,081千円

1 人平均乗車料収入 177円75銭

②支 出

款	項	目	予 定 額	説 明	
1 高速鉄道事業費	1 営業費用		千円		
			25,600,801		
			22,020,634		
		1 線路保存費	1,214,861	線路施設等の維持補修に必要な費用	
		2 電路保存費	1,325,620	電路施設の維持補修に必要な費用	
		3 車両保存費	1,172,708	車両の維持補修に必要な費用	
		4 運 転 費	3,219,014	運転に必要な費用	
		5 運 輸 費	3,491,138	駅務に必要な費用	
		6 運輸管理費	1,976,028	運輸管理に必要な費用	
		7 一般管理費	1,101,698	一般管理に必要な費用	
		8 減価償却費	8,519,567	固定資産減価償却費	
			2 営業外費用	3,530,167	
		1 支払利息及 企業債諸費	2,908,410	企業債等の支払利息及び諸手数料	
		2 他会計繰出金	22,000	自動車事業会計への繰出金	
		3 消 費 税	599,755	消費税及び地方消費税納付額	
4 雑 支 出	2				
	3 予 備 費	50,000			
1 予 備 費	50,000				

給与費内訳

職員620人（短時間勤務職員17人を含む）の給料2,366,367千円、手当等3,044,381千円、
法定福利費 1,091,759千円を計上

(2) 資本的収入及び支出

①収 入

款	項	目	予 定 額	説 明
			千円	
1 資 本 的 収 入			18,900,147	
	1 企 業 債		12,452,000	
		1 企 業 債	10,301,000	建設改良費に充当する企業債
		2 特 例 債	566,000	企業債支払利息の一部に充当する企業債
		3 資本費平準化債	1,585,000	企業債元金償還金の一部に充当する企業債
	2 出 資 金		2,604,000	
		1 他 会 計 出 資 金	2,604,000	高速鉄道建設のための一般会計出資金
	3 補 助 金		2,965,171	
		1 他 会 計 補 助 金	2,775,171	高速鉄道建設のための一般会計補助金
		2 国 庫 補 助 金	190,000	高速鉄道建設のための国庫補助金
	4 財 産 収 入		341,559	
		1 基 金 収 入	341,559	交通事業基金運用益
	5 基 金 繰 入 金		460,000	
		1 基 金 繰 入 金	460,000	
	6 雑 収 入		77,417	
		1 保 証 金	74,326	駅ビル・駅構内店舗からの保証金
		2 そ の 他	3,091	高速鉄道建設のための他会計負担金

②支 出

款	項	目	予 定 額	説 明
1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費		千円	
			25,246,971	
			13,309,212	
		1 建 物 費	1,750,646	停車場建設費等
		2 線 路 設 備 費	295,627	土木工事費等
		3 電 路 設 備 費	1,106,690	電力線施設建設費等
		4 車 両 費	6,368,013	車両改良費
		5 機 械 装 置 費	3,342,055	停車場機械建設費等
		6 総 係 費	164,040	職員給与費等
		7 付 帯 事 業 建 設 費	282,141	駅ビル設備改修工事等
		2 企 業 債 償 還 金	10,896,484	
		1 企 業 債 償 還 金	7,930,100	
		2 特 例 債 償 還 金	591,180	
		3 資 本 費 負 担 緩 和 債 償 還 金	1,084,200	
		4 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	1,291,004	
		3 投 資	415,885	
		1 投 資	415,885	交通事業基金造成費
		4 保 証 金 返 還 金	60,000	
		1 保 証 金 返 還 金	60,000	駅ビル・駅構内店舗への保証金返還金
		5 他 会 計 繰 出 金	545,390	
1 他 会 計 繰 出 金	545,390	自動車事業会計への繰出金		
6 予 備 費	20,000			
1 予 備 費	20,000			

給与費内訳

職員13人の給料 55,753千円、手当等 81,823千円、法定福利費 24,213千円を計上

4 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高速鉄道事業修繕等 (平成31年度)	平成31～32年度	30,000千円
高速鉄道事業建設 (平成31年度)	平成31～34年度	7,358,000千円

5 企業債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高 速 鉄 道 事 業	千円 10,301,000	公債証券の発行 又は消費貸借の 方法により、借 り入れる（他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。）。	9%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入日の翌日から据置期 間を含め、40年以内に毎 年度元利均等その他の方 法により償還する。ただ し、財政上の都合等によ り定額以上を償還し、又 は借り換えることができ る。政府資金を借り入れ る場合は、その融資条件 による。
特 例 債	566,000			
資 本 費 平 準 化 債	1,585,000			
合 計	12,452,000			

6 一時借入金

借入限度額 18,700,000 千円

7 他会計からの出資金 2,604,000 千円

8 他会計からの補助金 4,104,525 千円

9 たな卸資産の購入限度額 200,000 千円

(参考)

平成31年度神戸市高速鉄道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	262,253
	減価償却費	8,519,567
	固定資産除却損	716,776
	長期前受金戻入	△ 2,175,229
	退職給付引当金の増減額	150,757
	賞与・法定福利費引当金の増減額	34,108
	長期前受金の増減額	△ 2,864
	受取利息及び受取配当金	△ 47
	支払利息	2,845,065
	消費税資本的収支調整額	878,170
	未収金の増減額	△ 289,067
	未払金の増減額	327,645
	小計	11,267,134
	利息及び配当金の受取額	47
	利息の支払額	△ 2,845,065
	業務活動によるキャッシュ・フロー	8,422,116
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 13,329,212
	固定資産の取得にかかる補助金収入	401,112
	固定資産の取得にかかる雑収入	3,091
	投資による支出	△ 415,885
	財産収入による収入	341,559
	基金繰入金による収入	460,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,539,335
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入による収入	18,700,000
	一時借入金の返済による支出	△ 18,700,000
	建設改良費等の財源に充てる企業債収入	12,452,000
	建設改良費等の財源に充てた企業債償還	△ 10,896,484
	出資金による収入	2,604,000
	補助金による収入	2,564,059
	雑収入による収入	74,326
	保証金償還による支出	△ 60,000
	他会計繰出金による支出	△ 545,390
	財務活動によるキャッシュ・フロー	6,192,511
	資金増加額	2,075,292
	資金期首残高	7,637,474
	資金期末残高	9,712,766

平成31年度神戸市高速鉄道事業会計予定貸借対照表

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	242,337,748	固 定 負 債	155,319,259
運送施設有形固定資産	514,534,770	企 業 債	146,722,151
減 価 償 却 累 計 額	△ 279,377,169	引当金(退職給付引当金)	6,155,003
計	235,157,601	そ の 他 固 定 負 債	2,442,105
付帯事業有形固定資産	14,365,951	流 動 負 債	20,430,444
減 価 償 却 累 計 額	△ 10,602,071	企 業 債	12,933,610
計	3,763,880	未 払 金	5,214,148
運送施設無形固定資産	43,405	前 受 金	1,620,565
投 資	3,372,862	預 り 金	185,662
流 動 資 産	13,319,390	引当金(賞与等引当金)	449,836
現 金 預 金	9,712,766	そ の 他 流 動 負 債	26,623
未 収 金	3,502,111	繰 延 収 益	49,791,690
貯 蔵 品	104,197	長 期 前 受 金	126,701,955
そ の 他 流 動 資 産	316	収 益 化 累 計 額	△ 76,910,265
		資 本 金	90,805,900
		剰 余 金	△ 60,690,155
		資 本 剰 余 金	14,895,894
		欠 損 金	△ 75,586,049
		未 処 理 欠 損 金	△ 75,586,049
合 計	255,657,138	合 計	255,657,138

Ⅱ．平成31年度主要事業

〈自動車事業会計・高速鉄道事業会計〉

平成 31 年度主要事業

1. 子育て世帯の経済的負担の軽減

(1) 地下鉄通学定期割引率の拡大

237,108 千円

・「大学生」「中学生・高校生」区分の新設

消費税率改定にあわせて、地下鉄通学定期券について、新たに「大学生」「中学生・高校生」の区分を設け、割引率を拡大する。特に「中学生・高校生」区分については、より高い割引率を設定する。

(2) 市バス共用区における同伴幼児無料人数の拡大

山陽バスと共同運行を行っている市バス共用区と神戸市内を走る山陽バス単独区間において、6歳（小学生）以上1名につき幼児（1歳から未就学の6歳まで）1名まで無料のところ、市バス単独路線、地下鉄と同じ幼児2名まで無料乗車の対象を拡大する。

2. 地下鉄駅舎の美装化

239,824 千円

人口が集積するまちづくりの観点から核となる駅を目指し、名谷駅について駅・駅ビルのリニューアルに向けた詳細の検討を行うとともに、西神中央駅において柱の塗装の塗りなおし、三宮駅において床、壁、天井のクリーニング等を実施する。

3. 海岸線和田岬駅 ホーム上の安全対策強化

93,100 千円

海岸線和田岬駅の混雑緩和を目的に、1番線の列車停止位置を現在よりも三宮・花時計前駅寄りに変更するためのホームの拡張工事等を実施する。

4. 市バス「乗継ステーション」の設置

10,000 千円

バス待ち環境の改善を図るため、乗り継ぎの多いバス停の隣接地に上屋、ベンチを備えた「乗継ステーション」を試験的に設置する。

5. 市バス料金収受システムの更新

- 千円

(債務負担限度額 1,100,000 千円)

IC化の促進を図るため、磁気券の廃止も含めたバス料金箱の更新及びICカード読取機の新設を検討する。また、料金が均一系統のバスの乗り方を乗車時にもタッチする方式（2タッチ）に変更し、詳細なデータを活用することで、さらなるサービスの充実を検討する。

6. 西神・山手線ホームドアの設置

591,083 千円

西神中央駅、名谷駅、新長田駅の設置工事に着手するとともに、平成 35 年度における全駅設置に向けて設計業務をすすめる。

7. 地下鉄駅施設のバリアフリー化の推進

215,282 千円

湊川公園駅西口エレベーター実施設計業務、新神戸駅下りエスカレーター設置工事等を実施する。

Ⅲ. 関連議案

第31号議案

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例の件
神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の一部を改正する条例
神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例（昭和37年3月条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア中「8,400円」を「8,820円」に改め、同号イ中「7,200円」を「7,430円」に改める。

第4条を次のように改める。

（近郊区の料金及び乗車券の種類）

第4条 近郊区の料金及び乗車券の種類は、次に掲げる範囲内において管理者が定める。

（1）普通料金

ア 共用区路線（近郊区内において均一料金制をとる路線その他管理者が別に定める区間。次号において同じ。）

（ア）大人 1乗車につき 210円

（イ）小児 1乗車につき 110円

イ アに掲げる路線以外の路線

次に掲げる範囲内において、乗車の対象となる区間の距離に応じて管理者が定める金額

（ア）大人 1乗車につき 初乗り区間にあつては170円，路線内において距離が最長となる区間にあつては560円

（イ）小児 （ア）に基づき定める大人の料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額（10円未満の端数があるときは，これを四捨五入して得た額）

（2）定期料金

ア 共用区路線

(ア) 通勤定期券 1箇月につき 8,820円

(イ) 通学定期券 1箇月につき 7,430円

イ アに掲げる路線以外の路線

次に掲げる範囲内において，乗車の対象となる区間の距離に応じて管理者が定める金額

(ア) 通勤定期券 1箇月につき 初乗り区間にあつては7,140円，定期券を発売する区間のうち，路線内において距離が最長となる区間にあつては21,000円

(イ) 通学定期券 1箇月につき 初乗り区間にあつては6,020円，定期券を発売する区間のうち，路線内において距離が最長となる区間にあつては17,700円

2 前項の規定に基づき近郊区の料金及び乗車券の種類を定めるに当たつては，他の交通機関と営業区域及び路線が競合し，かつ，運輸協定の締結に基づいて相互に乗入れ運転又は直通運転を行う場合その他路線の性質上これに準ずる場合においては，当該区域及び路線の他の交通機関の料金及び乗車券の種類を考慮して定めるものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は，近郊区に係る料金の取扱い及び発行する乗車券の種類について準用する。この場合において，同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と，同条第3項中「前2項」とあるのは「第4条第1項及び同条第3項において準用する第3条第2項」と読み替えるものとする。

第10条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

第13条第2項中「510円」を「520円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にこの条例による改正前の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第4条の規定に基づき発行された回数券については、神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第14条の規定にかかわらず、当分の間、この条例の施行後においても、なお使用することができるものとする。この場合において、この条例による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第4条第1項第1号の規定に基づき定められた普通料金の金額が当該回数券の券面に表示されている乗車料金に係る金額よりも多額になるときは、管理者は、差額の追徴を行うものとする。
- 3 施行日前に神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第8条第1項の規定に基づき発売された定期券であってこの条例の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては、この条例による神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の改正に伴う料金の変更の有無にかかわらず、なお従前の例により使用することができるものとする。
- 4 施行日前に神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例第12条の2第1項の規定に基づき発売された前払式料金カードであってこの条例の施行の際に支払うことができる料金に残額があるものについて、施行日以後に本市乗合自動車に関して支払のために使用した場合には、当該残額からこの条例による改正後の神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例の規定に基づく料金の分が差し引かれるものとする。この場合において、当該残額が支払うべき料金の額に満たないときは、当該残額の全額が差し引かれるものとし、かつ、当該前払式料金カードの所持人は、支払うべき料金の残りの額を別の手段で支払わなければならないものとする。

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例 ぬきがき

(____は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(普通区の料金及び乗車券の種類)

第3条 普通区の料金及び乗車券の種類は，次に掲げる範囲内において管理者が定める。

(1) 略

(2) 定期料金

ア 通勤定期券 1箇月につき 8,400円

8,820円

イ 通学定期券 1箇月につき 7,200円

7,430円

2～4 略

(近郊区の料金及び乗車券の種類)

第4条 近郊区の料金及び乗車券の種類は，他の交通機関と区域及び路線が競合し，運輸協定その他の乗入れ運転若しくは直通運転を行う場合又は路線の性質上これに準ずる場合においては，当該区域及び路線の他の交通機関の料金及び乗車券の種類に準じて管理者が定める。

(近郊区の料金及び乗車券の種類)

第4条 近郊区の料金及び乗車券の種類は，次に掲げる範囲内において管理者が定める。

(1) 普通料金

ア 共用区路線（近郊区内において均一料金制をとる路線その他管理者が別に定める区間。次号において同じ。）

(ア) 大人 1乗車につき 210円

(イ) 小児 1乗車につき 110円

イ アに掲げる路線以外の路線

次に掲げる範囲内において，乗車の対象となる区間の距離に応じて管理者が定める金額

(ア) 大人 1乗車につき 初乗り区間にあつては170円，最長の区間にあつては560円

(イ) 小児 (ア)に基づき定める大人の料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額（10円未満の端数があるときは，これを四捨五入して得た額）

(2) 定期料金

ア 共用区路線

(ア) 通勤定期券 1箇月につき 8,820円

(イ) 通学定期券 1箇月につき 7,430円

イ アに掲げる路線以外の路線

次に掲げる範囲内において、乗車の対象となる区間の距離に応じて管理者が定める金額

(ア) 通勤定期券 1箇月につき 初乗り区間にあつては7,140円、定期券を発売する区間のうち、路線内において距離が最長となる区間にあつては21,000円

(イ) 通学定期券 1箇月につき 初乗り区間にあつては6,020円、定期券を発売する区間のうち、路線内において距離が最長となる区間にあつては17,700円

2 前項の規定に基づき近郊区の料金及び乗車券の種類を定めるに当たっては、他の交通機関と営業区域及び路線が競合し、かつ、運輸協定の締結に基づいて相互に乗入れ運転又は直通運転を行う場合その他路線の性質上これに準ずる場合においては、当該区域及び路線の他の交通機関の料金及び乗車券の種類を考慮して定めるものとする。

3 前条第2項から第4項までの規定は、近郊区に係る料金の取扱い及び発行する乗車券の種類について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第4条第1項及び同条第3項において準用する第3条第2項」と読み替えるものとする。

(貸切自動車としての料金)

第10条 略

2 略

3 管理者は、第1項の料金の額に100分の108を
乗じて得た額（当該額に1円未満の端数がある
ときは、その端数金額を四捨五入するものとす
る。）を徴収する。

100分の110

4 略
（手数料）

第13条 略

2 前項の手数料は、510円以下において管理者が
定める。

520円

第32号議案

神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例の件
神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例

神戸市高速鉄道乗車料条例（昭和52年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「230円」を「240円」に，「270円」を「280円」に，「340円」を「350円」に，「370円」を「380円」に，「400円」を「410円」に，「430円」を「440円」に，「460円」を「470円」に改め，同号イ及び同項第3号中「その端数金額を切り上げるものとする。」を「これを切り上げて得た額」に改め，同号アの表中

「

8,020円	4,940円
9,230円	5,680円
10,430円	6,420円
12,030円	7,410円
13,240円	8,150円
14,440円	8,890円
15,640円	9,630円
16,850円	10,370円
18,050円	11,110円

を

」

「

8,160円	5,030円
9,400円	5,780円
10,620円	6,530円
12,250円	7,540円

13,480円	8,300円
14,700円	9,050円
15,920円	9,800円
17,160円	10,560円
18,380円	11,310円

に改め、同号エの表中

「

16,110円	17,980円	12,040円
18,520円	20,680円	13,840円
20,940円	23,380円	15,650円
24,160円	26,970円	18,060円
26,580円	29,670円	19,870円
29,000円	32,370円	21,670円
31,400円	35,060円	23,480円
33,820円	37,760円	25,280円
36,240円	40,450円	27,090円

を

「

16,400円	18,310円	12,260円
18,860円	21,060円	14,090円
21,320円	23,810円	15,930円
24,600円	27,460円	18,390円
27,070円	30,210円	20,230円
29,530円	32,960円	22,070円
31,980円	35,700円	23,910円
34,440円	38,450円	25,740円
36,910円	41,190円	27,590円

に改め、同号オを次のように

改める。

オ 大学生（大学等（学校教育法第1条に規定する大学又は高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）をいう。以下同じ。）又は管理者が大学等と同等の機能を有すると認める施設に通学するために本市高速鉄道を利用する者をいう。以下同じ。）に係る通学定期料金

アからエまでの規定に基づく通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

第3条第1項第3号に次のように加える。

カ 高校生（高等学校等（学校教育法第1条に規定する高等学校，中等教育学校（後期課程に限る。），特別支援学校（高等部に限る。）又は高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）をいう。以下同じ。）又は管理者が高等学校等と同等の機能を有すると認める施設に通学するために本市高速鉄道を利用する者をいう。以下同じ。）に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

キ 中学生（中学校等（学校教育法第1条に規定する中学校，義務教育学校（後期課程に限る。），中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（中学部に限る。）をいう。以下同じ。）又は管理者が中学校等と同等の機能を有すると認める施設に在学する者（これらに準ずる者として管理者が認めるものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

ク 小児に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額

第6条第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに掲げる者で第3条第1項第3号の通学定期料金を支払つ

たもの 通学定期券

ア 第3条第1項第3号オに規定する大学生

イ 第3条第1項第3号カに規定する高校生

ウ 第3条第1項第3号キに規定する中学生

エ 学校教育法第1条に規定する幼稚園，小学校，義務教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（幼稚部及び小学部に限る。）又は管理者がこれらと同等の機能を有すると認める施設に在学する小児（これらに準ずる小児として管理者が認める小児を含む。）

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項第2号の通学定期券については，同号アからエまでに掲げる対象者の区分その他の事由に応じて，種類を設けるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に神戸市高速鉄道乗車料条例第5条の規定に基づき発行された回数券については，この条例による神戸市高速鉄道乗車料条例の改正に伴う料金の変更の有無にかかわらず，なお従前の例により使用することができるものとする。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の神戸市高速鉄道乗車料条例第6条の規定に基づき発行された定期券であってこの条例の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては，この条例による神戸市高速鉄道乗車料条例の改正に伴う料金の変更及び定期券の種類の変更の有無にかかわらず，なお従前の例により使用することができるものとする。
- 4 施行日前に神戸市高速鉄道乗車料条例第8条の2第1項の規定に基づき発売された前払式料金カードであってこの条例の施行の際に支払うことができる料金に残額があるものについて，施行日以後に本市高速鉄道に関して支払のために使用した場合には，当該残額からこの条例による改正後の神戸市高速鉄道乗車料条例の規定に基づく料金の分が差し引かれるものとする。この場合において，当該残額が支払うべき料金の額に満たないときは，当該残額

の全額が差し引かれるものとし，かつ，当該前払式料金カードの所持人は，支払うべき料金の残りの額を別の手段で支払わなければならないものとする。

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市高速鉄道乗車料条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(料金)

第3条 料金は、次に掲げる料金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 普通料金 次に掲げる額の範囲内において
交通事業管理者（以下「管理者」という。）
が定める額

ア 大人（12歳以上の者（イの小児に該当する者を除く。）をいう。以下同じ。）

1人1乗車につき1区間にあつては210円、2区間にあつては230円、3区間にあつては270円、4区間にあつては310円、5区間にあつては340円、6区間にあつては370円、7区間にあつては400円、8区間にあつては430円、9区間にあつては460円

240円

280円

350円

380円

410円

440円

470円

イ 小児（1歳以上12歳未満の者をいい、12歳以上の者のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（管理者がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。）大人の普通料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）

これを切り上げて得た額

(2) 略

(3) 定期料金 次に掲げる額（10円未満の端数
 があるときは、その端数金額を切り上げるも
 のとする。）の範囲内において管理者が定め
 る額

これを切り上げて得た額

ア 通用期間が1箇月のもの

種別 区間	普通定期料金	通学定期料金
1 区間	<u>8,020円</u>	<u>4,940円</u>
2 区間	<u>9,230円</u>	<u>5,680円</u>
3 区間	<u>10,430円</u>	<u>6,420円</u>
4 区間	<u>12,030円</u>	<u>7,410円</u>
5 区間	<u>13,240円</u>	<u>8,150円</u>
6 区間	<u>14,440円</u>	<u>8,890円</u>
7 区間	<u>15,640円</u>	<u>9,630円</u>
8 区間	<u>16,850円</u>	<u>10,370円</u>
9 区間	<u>18,050円</u>	<u>11,110円</u>

	<u>8,160円</u>	<u>5,030円</u>
	<u>9,400円</u>	<u>5,780円</u>
	<u>10,620円</u>	<u>6,530円</u>
	<u>12,250円</u>	<u>7,540円</u>
	<u>13,480円</u>	<u>8,300円</u>
	<u>14,700円</u>	<u>9,050円</u>
	<u>15,920円</u>	<u>9,800円</u>
	<u>17,160円</u>	<u>10,560円</u>
	<u>18,380円</u>	<u>11,310円</u>

イ, ウ 略

エ 通用期間が1学期, 2学期及び3学期の
 もの（通学定期料金に限る。）

種別 区間	1学期定 期料金	2学期定 期料金	3学期定 期料金
1 区間	<u>16,110円</u>	<u>17,980円</u>	<u>12,040円</u>
2 区間	<u>18,520円</u>	<u>20,680円</u>	<u>13,840円</u>
3 区間	<u>20,940円</u>	<u>23,380円</u>	<u>15,650円</u>
4 区間	<u>24,160円</u>	<u>26,970円</u>	<u>18,060円</u>
5 区間	<u>26,580円</u>	<u>29,670円</u>	<u>19,870円</u>
6 区間	<u>29,000円</u>	<u>32,370円</u>	<u>21,670円</u>
7 区間	<u>31,400円</u>	<u>35,060円</u>	<u>23,480円</u>

	<u>16,400円</u>	<u>18,310円</u>	<u>12,260円</u>
	<u>18,860円</u>	<u>21,060円</u>	<u>14,090円</u>
	<u>21,320円</u>	<u>23,810円</u>	<u>15,930円</u>
	<u>24,600円</u>	<u>27,460円</u>	<u>18,390円</u>
	<u>27,070円</u>	<u>30,210円</u>	<u>20,230円</u>
	<u>29,530円</u>	<u>32,960円</u>	<u>22,070円</u>
	<u>31,980円</u>	<u>35,700円</u>	<u>23,910円</u>

2 略

(定期券)

第6条 管理者は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める定期券を発行する。

(1) 略

(2) 次のいずれかに掲げる者で第3条第1項第3号の通学定期料金を支払ったもの 通学定期券

ア 学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）大学若しくは高等専門学校又は管理者がこれらと同等と認める学校等に通学のため乗車する者

イ 学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（高等部を除く。）又は管理者がこれらと同等と認める学校等に在籍する者その

る。）をいう。以下同じ。）又は管理者が中学校等と同等の機能を有すると認める施設に在学する者（これらに準ずる者として管理者が認めるものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

ク 小児に係る通学定期料金

オの規定に基づく大学生の通学定期料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額

(2) 次のいずれかに掲げる者で第3条第1項第3号の通学定期料金を支払ったもの 通学定期券

ア 第3条第1項第3号オに規定する大学生
イ 第3条第1項第3号カに規定する高校生
ウ 第3条第1項第3号キに規定する中学生
エ 学校教育法第1条に規定する幼稚園、

小学校、義務教育学校（前期課程に限る。）若しくは特別支援学校（幼稚部及び小学部に限る。）又は管理者がこれらと同等の機能を有すると認める施設に在学する小児（これらに準ずる小児として管理者が認める小児を含む。）

他管理者が必要と認める者

2 前項第2号の通学定期券については、同号アからエまでに掲げる対象者の区分その他の事由に応じて、種類を設けるものとする。

消費税率引上げに伴う市バス・地下鉄料金改定の実施 および地下鉄通学定期券割引率の拡大について

1. 概要

消費税率が 8% から 10% に引き上げられることに伴い、市バス・地下鉄運賃に税率改定分の転嫁を行う運賃改定を実施するとともに、地下鉄通学定期券の割引率・区分の拡大を実施するため、条例の所要の改正を行う。

2. 施行日

平成 31 年 10 月 1 日

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)附則第 1 条第 2 号に定める日)

3. 市バス運賃の改定内容

(1) 消費税率改定に伴う運賃改定実施手順

- ① 国土交通省の処理方針を参考に、円滑かつ適正な転嫁を行う。
- ② 具体的には、消費税率 8% の端数処理前の普通旅客運賃に税率改定分を乗じ、四捨五入の端数処理により 10 円単位の運賃とする。
- ③ 定期旅客運賃・普通旅客運賃の区分ごとに転嫁したうえで、増収が事業全体として税率改定の範囲内(110/108 以内)となるよう調整する。
- ④ 平成 29 年度決算値を基準として、10% 改定後の収入を算定する。

(2) 運賃改定案概要

- ① 普通区
 - ・普通旅客運賃は、210 円に据え置きとする。
 - ・定期旅客運賃は、普通旅客運賃×60 回×(1-割引率)により算出するが、調整後の増収が全体として国が定める改定率を超えることから、通学定期券割引率について、40% から 41% に変更する。

普通区	現 行	改定案
普通旅客運賃	大人:210 円 小児:110 円	据置
定期旅客運賃(大人)	8,400 円(通勤・1 箇月) 7,200 円(通学・1 箇月)	<u>8,820 円(+420 円)</u> <u>7,430 円(+230 円)</u>

- ② 近郊区(山陽バス共用区及び対キロ区間制)
 - ・普通旅客運賃は税率改定分を転嫁する。
 - ・定期旅客運賃は普通区と同じ計算方法で算出する。
- ③ 改定率 1.840% (国が定める 1.852% 以内)

(3) 運賃改定案

別紙 1 のとおり

市バス運賃改定(案)

◆改定率(国が定める1.852%以内)

(千円)

区分	現行収入	改定後収入	増減	改定率
定期外料金	5,489,440	5,505,024	15,584	0.284%
定期料金	3,162,135	3,305,731	143,596	4.541%
合計	8,651,575	8,810,755	159,180	1.840%

◆普通旅客運賃

種別	運賃制度	現行	改定案	差額
普通区	均一制	210円(110円)	210円(110円)	0円(0円)
近郊区	共用区(均一制)	210円(110円)	210円(110円)	0円(0円)
	対キロ区間制	160円(80円)	170円(90円)	10円(10円)
		170円(90円)	180円(90円)	10円(0円)
		190円(100円)	190円(100円)	0円(0円)
		200円(100円)	200円(100円)	0円(0円)
		210円(110円)	210円(110円)	0円(0円)
		220円(110円)	220円(110円)	0円(0円)
		230円(120円)	230円(120円)	0円(0円)
		240円(120円)	240円(120円)	0円(0円)
		250円(130円)	250円(130円)	0円(0円)
		260円(130円)	260円(130円)	0円(0円)
		270円(140円)	270円(140円)	0円(0円)
		280円(140円)	280円(140円)	0円(0円)
		290円(150円)	290円(150円)	0円(0円)
		300円(150円)	300円(150円)	0円(0円)
		310円(160円)	310円(160円)	0円(0円)
		320円(160円)	320円(160円)	0円(0円)
		340円(170円)	350円(180円)	10円(10円)
		350円(180円)	360円(180円)	10円(0円)
		360円(180円)	370円(190円)	10円(10円)
		370円(190円)	380円(190円)	10円(0円)
		380円(190円)	390円(200円)	10円(10円)
		390円(200円)	400円(200円)	10円(0円)
		410円(210円)	420円(210円)	10円(0円)
420円(210円)	430円(220円)	10円(10円)		
430円(220円)	440円(220円)	10円(0円)		
440円(220円)	450円(230円)	10円(10円)		
460円(230円)	470円(240円)	10円(10円)		
480円(240円)	490円(250円)	10円(10円)		
490円(250円)	500円(250円)	10円(0円)		
520円(260円)	530円(270円)	10円(10円)		
550円(280円)	560円(280円)	10円(0円)		

※()内は小児運賃…大人運賃の半額(10円未満端数四捨五入)

◆定期旅客運賃(1箇月・大人)

路線 種別	運賃 制度	普通運賃 (旧)	通勤			通学		
			現行	改定案	差額	現行	改定案	差額
普通区	均一制	210	8,400	8,820	420	7,200	7,430	230
近郊区	共用区	210	8,400	8,820	420	7,200	7,430	230
	対キロ 区間制	160	6,720	7,140	420	5,760	6,020	260
		170	7,140	7,560	420	6,120	6,370	250
		190	7,560	7,980	420	6,480	6,730	250
		200	7,980	8,400	420	6,840	7,080	240
		210	8,400	8,820	420	7,200	7,430	230
		220	8,820	9,240	420	7,560	7,790	230
		230	9,240	9,660	420	7,920	8,140	220
		240	9,660	10,080	420	8,280	8,500	220
		250	10,080	10,500	420	8,640	8,850	210
		260	10,500	10,920	420	9,000	9,200	200
		270	10,920	11,340	420	9,360	9,560	200
		280	11,340	11,760	420	9,720	9,910	190
		290	11,760	12,180	420	10,080	10,270	190
		300	12,180	12,600	420	10,440	10,620	180
		310	12,600	13,020	420	10,800	10,970	170
		320	13,020	13,440	420	11,160	11,330	170
		340	13,860	14,700	840	11,880	12,390	510
		350	14,280	15,120	840	12,240	12,740	500
		360	14,700	15,540	840	12,600	13,100	500
370	15,120	15,960	840	12,960	13,450	490		
380	15,540	16,380	840	13,320	13,810	490		
420	17,220	18,060	840	14,760	15,220	460		
430	17,640	18,480	840	15,120	15,580	460		
440	18,060	18,900	840	15,480	15,930	450		
460	18,900	19,740	840	16,200	16,640	440		
480	19,740	20,580	840	16,920	17,350	430		
490	20,160	21,000	840	17,280	17,700	420		

※小児運賃は大人運賃の半額(10円未満端数四捨五入)

◆定期券払戻等手数料

現行 510 円を 520 円に改定する

4. 地下鉄運賃の改定内容

(1) 消費税率改定に伴う運賃改定実施手順

- ① 国土交通省の処理方針を参考に、円滑かつ適正な転嫁を行う。
 - ② 具体的には、普通旅客運賃は基準額に税率を、定期旅客運賃は現行運賃に税率改定分を乗じ、四捨五入の端数処理により 10 円単位の運賃とする。
 - ③ 普通旅客運賃・定期旅客運賃の区分ごとに転嫁したうえで、増収が事業全体として税率改定の範囲内（110/108 以内）となるよう調整する。
 - ④ 平成 29 年度決算値を基準に、10%改定後の収入を算定する。
- ※基準額とは、消費税率 8%の運賃に改定する前の普通旅客運賃に 105 分の 5 を乗じて算出した税額を同運賃から減額して算出した税抜普通旅客運賃をいう。

(2) 運賃改定案概要

- ① 普通旅客運賃は、基準額に 1.1 を乗じ、四捨五入の端数処理により 10 円単位の運賃とする。ただし、改定後の増収が全体として国が定める改定率に満たないことから 3 区 270 円区間の料金を切り上げて端数処理する。
- ② 定期旅客運賃は、①の調整の結果、全体として国が定める改定率を超えることから、現行運賃に税率改定分を乗じ、切捨てにより 10 円単位で端数処理する。
- ③ ①、②の調整の結果、全体として国の定める改定率を超えることから、1 日乗車券について、現行料金に 110/108 を乗じ、切捨てにより 10 円単位に端数処理する。

	現 行		改定案
普通旅客運賃	大人	1 区 210 円～9 区 460 円	2、3、5～9 区は各 10 円の改定 (※ 1、4 区据置)
	小児	1 区 110 円～9 区 230 円	※小児運賃は、大人運賃の半額 (10 円未満端数切り上げ)
定期旅客運賃 (大人 1 箇 月)	普通	1 区 8,020 円～9 区 18,050 円	140 円～330 円の改定
	通学	1 区 4,940 円～9 区 11,110 円	90 円～200 円の改定

(市バス・地下鉄 1 日乗車券 : 1,030 円⇒1,040 円、地下鉄 1 日乗車券 : 820 円⇒830 円)

- ③ 改定率 1.848% (国が定める 1.852%以内)

(3) 運賃改定案

別紙 2 のとおり

5. 地下鉄通学定期券割引率拡大・区分新設の内容

(1) 実施案概要

地下鉄通学定期券の割引率を拡大するとともに「大学生」、「中学生・高校生」区分を新設し、段階的な割引率を設定する。

- ・大学生 : 消費税率改定後の大人通学定期運賃より △ 5 % (10 円未満端数切り上げ)
- ・中学生・高校生 : 大学生通学定期運賃より △ 5 % (10 円未満端数切り上げ)
(消費税率改定後大人通学定期運賃より △ 約 10 %)

(2) 運賃案

別紙 2 のとおり

1. 消費税率改定に伴う地下鉄運賃改定(案)

◆改定率(国が定める1.852%以内)

(千円)

区分	現行収入	改定後収入	増減	改定率
定期外運賃	10,256,353	10,449,975	193,622	1.888%
定期運賃	8,520,041	8,673,486	153,445	1.801%
合計	18,776,394	19,123,461	347,067	1.848%

◆普通旅客運賃

区間	キロ程	大人			小児		
		現行	改定案	差額	現行	改定案	差額
1区	～ 3km	210円	210円	0円	110円	110円	0円
2区	3km超～ 7km	230円	240円	10円	120円	120円	0円
3区	7km超～ 10km	270円	280円	10円	140円	140円	0円
4区	10km超～ 13km	310円	310円	0円	160円	160円	0円
5区	13km超～ 16km	340円	350円	10円	170円	180円	10円
6区	16km超～ 19km	370円	380円	10円	190円	190円	0円
7区	19km超～ 23km	400円	410円	10円	200円	210円	10円
8区	23km超～ 27km	430円	440円	10円	220円	220円	0円
9区	27km超～	460円	470円	10円	230円	240円	10円

※小児運賃は大人運賃の半額(10円未満端数切り上げ)

※回数旅客運賃は、改定後の普通旅客運賃に連動して改定

◆定期旅客運賃(1箇月・大人)

区間	普通定期			通学定期		
	現行	改定案	差額	現行	改定案	差額
1区	8,020円	8,160円	140円	4,940円	5,030円	90円
2区	9,230円	9,400円	170円	5,680円	5,780円	100円
3区	10,430円	10,620円	190円	6,420円	6,530円	110円
4区	12,030円	12,250円	220円	7,410円	7,540円	130円
5区	13,240円	13,480円	240円	8,150円	8,300円	150円
6区	14,440円	14,700円	260円	8,890円	9,050円	160円
7区	15,640円	15,920円	280円	9,630円	9,800円	170円
8区	16,850円	17,160円	310円	10,370円	10,560円	190円
9区	18,050円	18,380円	330円	11,110円	11,310円	200円

2. 地下鉄通学定期券割引率拡大・区分新設後の定期旅客運賃(案)

◆定期旅客運賃(通学定期1箇月・大学生・中学生・高校生)

区間	通学定期(大学生)			通学定期(中学生・高校生)		
	値下前	運賃案	差額	値下前	運賃案	差額
1区	5,030円	4,780円	-250円	5,030円	4,550円	-480円
2区	5,780円	5,500円	-280円	5,780円	5,230円	-550円
3区	6,530円	6,210円	-320円	6,530円	5,900円	-630円
4区	7,540円	7,170円	-370円	7,540円	6,820円	-720円
5区	8,300円	7,890円	-410円	8,300円	7,500円	-800円
6区	9,050円	8,600円	-450円	9,050円	8,170円	-880円
7区	9,800円	9,310円	-490円	9,800円	8,850円	-950円
8区	10,560円	10,040円	-520円	10,560円	9,540円	-1,020円
9区	11,310円	10,750円	-560円	11,310円	10,220円	-1,090円

※通学定期(小児)は通学定期(大学生)の半額(10円未満端数切り上げ)

IV. 報告事項

消費税率引上げに伴う神戸交通振興株式会社の自主料金の改定について

1. 改定の主な考え方

平成 31 年 10 月 1 日から消費税率が 8 %から 10%に引き上げられることに伴い、バス運賃に税率改定分の転嫁を行う運賃改定を実施する。

2. バス運賃の改定内容

前回消費税改定時（平成 26 年 4 月）の国土交通省の処理方針を参考に、円滑かつ適正な転嫁を行う。

(1)山手線

	現 行	改定案
普 通 運 賃	大人 210 円 小児 110 円	据 置
定 期 運 賃	8,400 円(通勤・1 ヶ月) 7,200 円(通学・1 ヶ月)	8,820 円(通勤・1 ヶ月) 7,430 円(通学・1 ヶ月)

(2)シティー・ループ線

	現 行	改定案
1回乗車運賃	大人 260 円 小児 130 円	据 置
1日乗車運賃	大人 660 円 小児 330 円	大人 680 円(+20 円) 小児 340 円(+10 円)

(3)神戸山麓線

	現 行	改定案
普 通 運 賃	大人 210 円 小児 110 円	据 置
定 期 運 賃	8,400 円(通勤・1 ヶ月) 7,200 円(通学・1 ヶ月)	8,820 円(通勤・1 ヶ月) 7,430 円(通学・1 ヶ月)

(4)改定率

1. 73%